

後期高齢者医療制度の財政支援の充実を求める意見書

後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合を主体として平成20年4月から運用されることとなっている。

東京都後期高齢者医療広域連合議会は、平成19年11月20日に開会された第1回定例会において、保険料関係の議案を可決したが、広域連合間の所得格差による財政調整が行われているため、東京都の保険料の平均額は低い府県と比較して約2倍の高い水準となっている。

東京都後期高齢者医療広域連合では、市区町村の一般財源負担により保険料水準の抑制を図ったが、現行の国民健康保険料に比較して保険料が上昇する低所得者層の負担軽減については、なお一層の対策が必要である。

また、保健事業については、健診費用のおおむね1割の500円を受診者から徴収することや、葬祭事業については広域連合では実施せず、各自治体の判断に委ねることなど、総じて、市民及び市区町村の負担が増加する内容となっている。

よって、羽村市議会は、後期高齢者医療制度の実施に向けて、東京都に対して下記のとおり更なる財政支援を求めるものである。

記

1. 市区町村の一般財源負担の軽減を図ること。
2. 低所得者の保険料について、なお一層の対策を講じること。
3. 保健事業の実施にあたり、従前の基本健康診査同様の財源補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日

東京都羽村市議会議長 水野義裕

東京都知事 あて